

① 件 名								
石巻ルネッサンス館用地の無償貸付期間の更新について								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）								
<p>【背景】</p> <p>石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンに立地する企業の業務活動支援及び石巻地域企業の発展に資する業務を行い、新しい時代における地域の産業を創出することを目的に、宮城県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元企業等及び石巻市の出資により設立された第三セクターであり、平成 1 2 年に本市所有地に建設した「石巻ルネッサンス館」を業務の拠点施設としている。</p> <p>本市では、石巻ルネッサンス館を建設当初から同社に無償貸与してきたが、現契約が令和 5 年 3 月 3 1 日をもって終了する。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻産業創造株式会社は、創業時から経営課題の解決に資する各種相談支援、セミナー開催業務等を受託し、本市の産業振興及び発展に大きく寄与しているが、震災後は多少の単年度利益を確保できているものの、当分の間累積損失が解消される見通しはないことから、現契約と同じく貸付期間を 3 年間とした無償貸与を継続するもの。</p>								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性								
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち</p> <p>第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興</p> <p>第 5 節 企業誘致の推進と新たな産業の創出</p>								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）								
<table border="0"> <tr> <td>平成 1 2 年 9 月</td> <td>平成 1 2 年市議会第 3 回定例会にて貸付期間 3 年で議決以降 1 ～ 3 年で貸付期間更新</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 2 月</td> <td>令和 2 年市議会第 1 回定例会にて貸付期間 3 年で議決</td> </tr> <tr> <td>4 月</td> <td>市有財産使用貸借契約を締結</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年 1 1 月</td> <td>石巻産業創造株式会社より、市有財産借受期間更新申請書を受理</td> </tr> </table>	平成 1 2 年 9 月	平成 1 2 年市議会第 3 回定例会にて貸付期間 3 年で議決以降 1 ～ 3 年で貸付期間更新	令和 2 年 2 月	令和 2 年市議会第 1 回定例会にて貸付期間 3 年で議決	4 月	市有財産使用貸借契約を締結	令和 4 年 1 1 月	石巻産業創造株式会社より、市有財産借受期間更新申請書を受理
平成 1 2 年 9 月	平成 1 2 年市議会第 3 回定例会にて貸付期間 3 年で議決以降 1 ～ 3 年で貸付期間更新							
令和 2 年 2 月	令和 2 年市議会第 1 回定例会にて貸付期間 3 年で議決							
4 月	市有財産使用貸借契約を締結							
令和 4 年 1 1 月	石巻産業創造株式会社より、市有財産借受期間更新申請書を受理							
⑤ 主な内容								
<p>(1) 貸付財産 普通財産 土地（現況地目：宅地）</p> <p>(2) 所 在 石巻市開成 1 番 3 5</p> <p>(3) 貸付面積 9, 9 5 6. 6 8 m²</p> <p>(4) 貸付目的 石巻ルネッサンス館用地</p> <p>(5) 貸付期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>(6) 貸付相手 石巻産業創造株式会社 代表取締役 近藤 順一</p> <p>(7) 契約金額 無償</p>								
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）								
<p>石巻産業創造株式会社が実施する創業支援、中小企業等支援のほか、石巻トゥモロービジネスタウン立地企業及びルネッサンス館入居企業支援等により、本市の産業振興の中核としての機能を果たす。</p>								

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>石巻産業創造株式会社と同様に地元企業の活性化や業務活動支援、新事業創出等を目的として、中小企業基盤整備機構や自治体、民間企業等が合同で出資して設立された第三セクターに対する土地等の無償貸付状況は以下のとおり。</p> <p>岩手県北上市（㈱北上オフィスプラザ） 無償貸付（貸付期間：10年） 長崎県大村市（㈱アルカディア大村） 無償貸付（貸付期間：3年） 東京都町田市（㈱町田新産業創造センター） 無償貸付（貸付期間：5年）</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和5年2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸付けについて提案 4月 市有財産使用貸借契約の締結</p>
⑨ その他